

3 「所得税」を知ろう

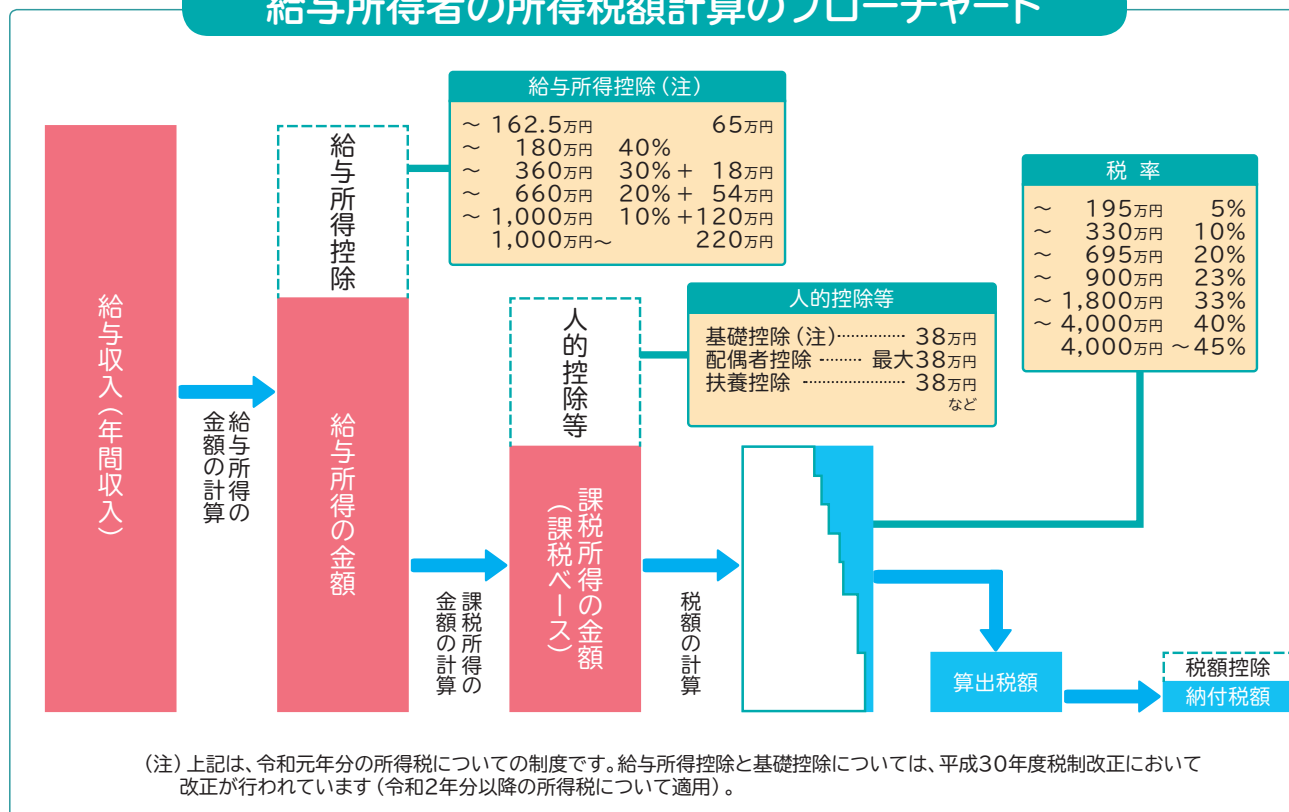
1 所得税について

所得税は、給料や商売の利益、あるいは土地を売って得た利益などに対して課される税金です。例えば、会社員の給与の場合、

- ① 給与収入（年間収入）から給与所得控除を差し引いて**所得金額**を算出した上で、
- ② 税金を納める人の税負担能力に配慮するため、所得金額から**基礎控除**、**配偶者控除**などの所得控除額を差し引き、
- ③ その残額に対して**超過累進税率**（所得が高い部分ほど適用される税率が高くなる仕組み）を適用して税額を計算します。

このように、所得税は、所得の大きさに応じた負担を求めることができ、また、家族構成などの事情に応じたきめ細かな配慮を行うことができるものとなっています。

給与所得者の所得税額計算のフローチャート



2 所得の種類について

所得は、その性質によって次の10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています。

所得の種類	対 象	計 算 方 法	課税方式
利子所得	公社債や預貯金の利子、 合同運用信託・公社債投資信託や 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額＝所得金額	源泉分離課税 (注1)
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、投資法人の金銭の分配、 基金利息、投資信託（公社債投資信託及び 公募公社債等運用投資信託を除く）及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	収入金額－ 〔株式などを取得する ための借入金の利子〕	申告不要 総合課税 申告分離課税
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、 船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額－必要経費	総合課税
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、 サービス業、その他の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費	総合課税 (注2)
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額	総合課税
退職所得	退職手当、一時恩給、その他退職により 一時に受ける給与など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ※勤続年数5年以下の法人役員等の退職金に ついては、2分の1課税は適用されません。	分離課税
山林所得	所有期間5年超の山林の伐採又は 譲渡による所得	収入金額－ 必要経費－特別控除額(50万円)	分離課税 (5分5割)
譲渡所得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする 一定の地上権の設定等を含む）による所得	〔収入金額〕－〔売却した資産 の取得費・ 譲渡費用〕－〔特別 控除額 (50万円)〕	総合課税 (注2)
一時所得	営利を目的とする継続的行為から生じた 所得以外の一時の所得で労務その他の役 務又は資産の譲渡の対価としての性質を 持たないもの	〔収入金額〕－〔収入を得るた めに支出した 費用〕－〔特別 控除額 (50万円)〕	総合課税 (注2)
雑所得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	(公的年金等) 収入金額－公的年金等控除額 (公的年金等以外) 収入金額－必要経費	総合課税 (注2)

(注1) 特定公社債等の利子等については、申告不要又は申告分離課税。

(注2) 一部、分離課税として取り扱われるものがある。分離課税の対象となるのは、株式等の譲渡による所得（事業・譲渡・雑）、土地の譲渡による所得（譲渡）、不動産業者等の土地の短期譲渡等による所得（事業・雑（令和2年3月31日まで課税停止））、先物取引による所得（事業・譲渡・雑）等である。

3 人的控除について

全ての方に適用される基礎控除や、個人の様々な事情（世帯構成など）を踏まえた控除が設けられています。

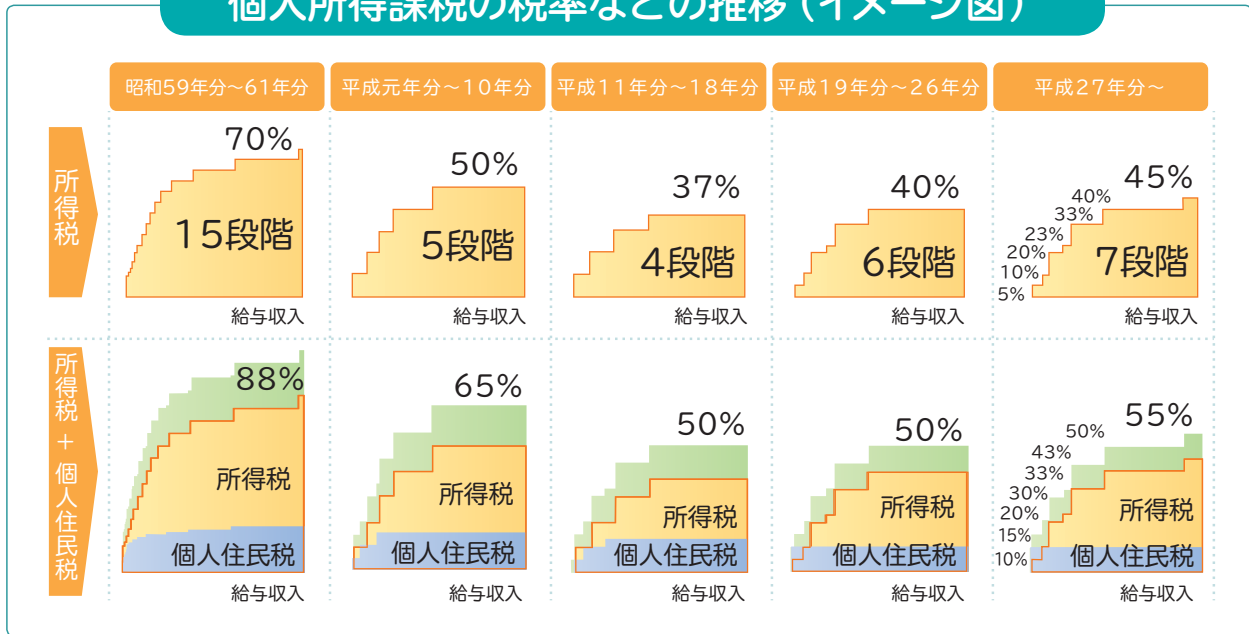
	対 象 者	本人の所得要件	
基礎的な人的控除	基礎控除	●本人	— 【年間所得2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が逡減)】
	配偶者控除	●生計を一にし、かつ、年間所得が38【48】万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	年間所得1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
	一般の控除対象配偶者	●年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	
	老人控除対象配偶者	●年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	
	配偶者特別控除	●生計を一にし、かつ、年間所得が38万円を超え123万円以下【48万円を超え133万円以下】である配偶者を有する者	年間所得1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
	扶養控除	●生計を一にし、かつ、年間所得が38【48】万円以下である親族等(扶養親族)を有する者	—
	一般の扶養親族	●年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	—
	特定扶養親族	●年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	—
	老人扶養親族	●年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	—
(同居老親等加算)	●直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	—	
特別な人的控除	障害者控除	●障害者である者 ●障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	—
	(特別障害者控除)	●特別障害者である者 ●特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	—
	(同居特別障害者控除)	●特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	—
	寡婦控除	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	●寡婦で、扶養親族である子を有する者	年間所得500万円以下
	寡夫控除	●妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	年間所得500万円以下
勤労学生控除	●本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	年間所得65【75】万円以下かつ 給与所得等以外は10万円以下	

(注)【 】内は令和2年分以後の所得税について適用されます。

4 所得税の負担の変化

所得税の最高税率は、かつて70%（課税所得8,000万円超の部分）でしたが、負担累増感の緩和等を目的として、引き下げられてきました。その後、再分配機能の回復を図るため、平成27年分以後については、課税所得4,000万円超の部分について45%の税率が創設されました。

個人所得課税の税率などの推移（イメージ図）

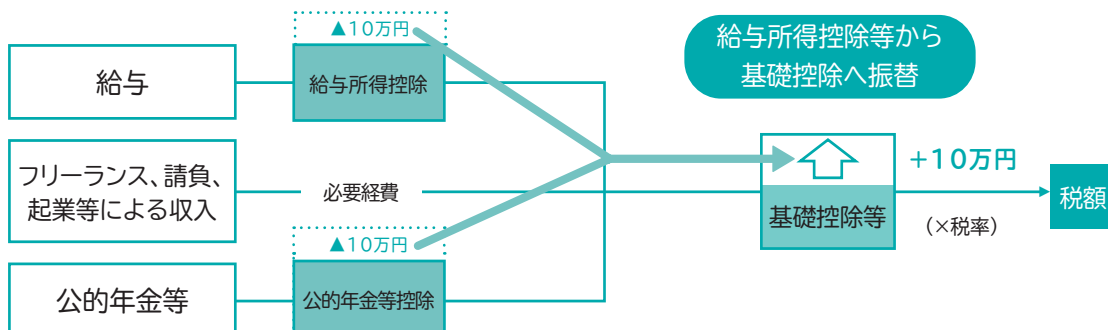


5 所得税の見直し（平成30年度改正）

（注）以下の見直しは、令和2年分以後の所得税について適用されます。

1. 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げることとされました。

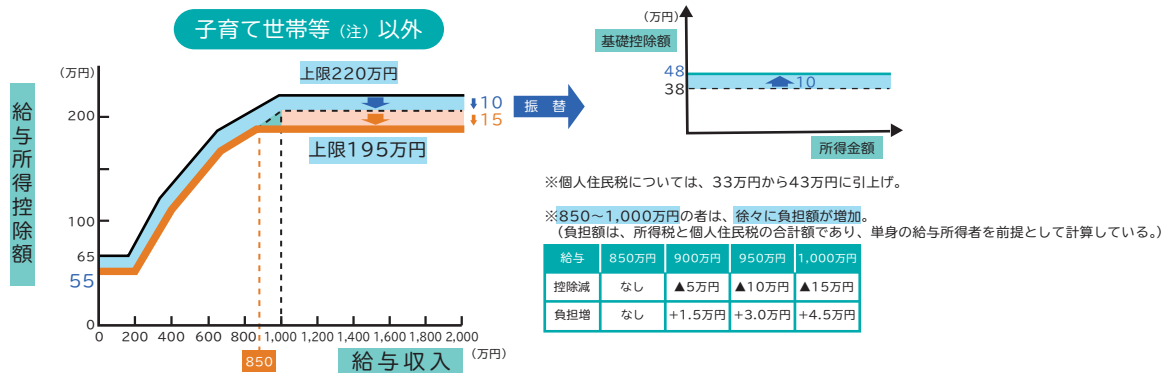


※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

2. 給与所得控除の適正化

給与所得控除については、勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっていたとの指摘がなされてきたことを踏まえ、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、段階的に見直しを進めてきています。

これまでの方針に沿って、給与収入が850万円を超える場合の控除額が195万円に引き下げられました。ただし、子育て等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講じています。

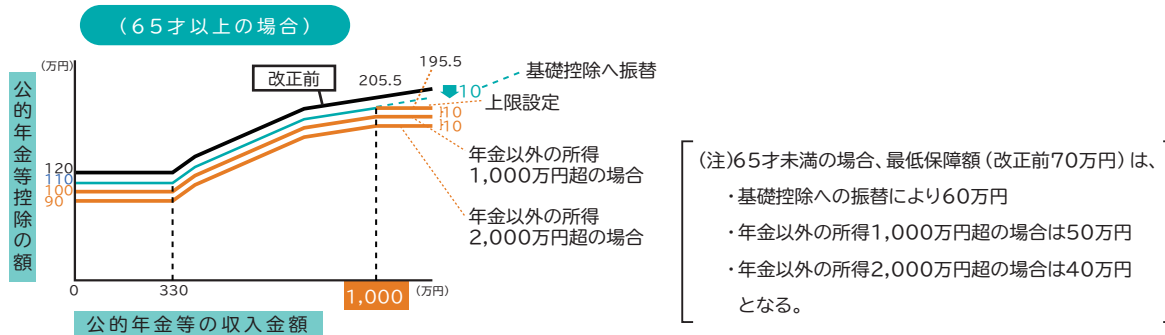


(注) 23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等 (いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む)

3. 公的年金等控除の適正化

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっていたとの指摘がなされてきました。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限が設けられました。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額が引き下げられました。



4. 基礎控除の適正化

基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかと指摘がなされてきたこと等を踏まえ、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとされました。

